東京国税局管内納税貯蓄組合連合会　優秀賞

「税金の使い道」

足立区立 第一中学校
三年　稲野邊　弘典

私は、公民の授業や、租税教室でのお話を聞いて、税は意外と身近にあることと、税の重要性について知ることができた。そして、今回、この作文を書くために、様々な税について調べてみた。その中で、特に気になったのが森林環境税という、最近できた税である。

森林環境税という名前から、はじめは、森林を所有している団体などが納めるものだと思った。しかし、詳しく調べてみると、ほとんど全員に納税義務があるらしく、驚いた。森林環境税は、令和六年度から課税が始まった税で、住所をもっている人が年額千円払う決まりとなっている。そして、その全額が、都道府県や市町村に、森林環境譲与税として全額与えられる。

税金について考えるうえで重要なのは、その税金の使い道である。森林環境税は、主に森林の整備などに使われている。また、具体的にどのように利用するかは自治体によって異なるため、それぞれの自治体はインターネットなどで森林環境税の使い道を公表する決まりになっているそうだ。この決まりは、納税者が、自分が納めている税金の使い道について知り、納得したり、その税について考えたりすることにつながるため、よいと思う。

私は、自分が住んでいる足立区がどのようにこの税金を使っているのか気になり、調べてみると、今年度の活用計画として、い

くつか挙がっていた。その中で特に驚いたのは、学校の椅子や机の購入に使われていたことである。これまで調べてきた中で、森林に関する税なのであまり身近に感じていなかったが、自分が学校で使っている備品にも使われているかもしれないと考えると、急に身近なものに思えてきた。また、荒川の上流が流れている秩父地域自治体との、水害対策のための連携にも使われていることがわかった。このように森林環境譲与税は、森林を守るための取り組みだけでなく、木材の利用や防災対策にも活用されているということがわかった。そして、しっかり自分たちの暮らしに役立っているのであれば、一年に千円払うのは良いことだと感じた。

ところが、この税には反対意見も出ているそうである。その一つとして、実質的な増税ではないかという意見がある。二〇二三年までは、住民税の上乗せとして復興特別税というものが年に千円課税されていた。その入れ替わりのようにして森林環境税ができたので、減税されるはずだったものを払わなければならないという考えらしい。これを聞いて私は、反対派の意見も納得できると考えた。加えて、そのような批判意識を持つことも大切だと思った。なぜなら、誰も批判的意識をもたなければ、税金が国民の意思とは異なる方向に使われてしまうかもしれないからである。そして、そのような意識をもつためには、まずは税についてよく知ることが大切だと思うので、私は、これからも税に関心を持ち続けたい。